

国民年金からのお知らせ

前納がお得です！

平成 26 年度の国民年金保険料額は
1 か月 15,250 円 です。
 (平成 25 年度は 15,040 円でした。)



国民年金保険料は、お支払方法によって、オトクな割引があります。

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月の 1 年度分について

現金で毎月納付した場合 15,250 円×12 か月＝183,000 円
 現金で 1 年分を前納すると **179,750 円** 3,250 円割引

平成 26 年 4 月～平成 26 年 9 月の 6 か月分について

現金で毎月納付した場合 15,250 円×6 か月＝91,500 円
 現金で 6 か月分を前納すると **90,760 円** 740 円割引
 (年間納付額 181,520 円) (年間割引額 1,480 円)

上記の前納のお支払いは **平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日まで**

※ 1 年度分・6 か月分の前納納付書は、毎月納付用と一緒に平成 26 年 4 月上旬に発送されます。
 ※ 現金払いでの前納は、1 年度分や 6 か月分だけでなく、申込月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要となりますので、帯広年金事務所 (☎ 0155 (25) 8113) までお問い合わせください。

変更があったら忘れずに届け出ましょう

～ 届け出を忘れて、未納期間をつくらぬよう、ご注意ください ～

種別が変更となる場合は、届け出が必要となります。必要な書類などを確認のうえ、必ず届け出てください。(20 歳以上 60 歳未満の方が対象となります。)

●自営業・学生など (第 1 号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第 2 号被保険者	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第 3 号被保険者	配偶者の勤務先

●会社員・公務員 (第 2 号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
退職した	第 1 号被保険者	市区町村
退職し、すぐに再就職した	第 2 号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第 3 号被保険者	配偶者の勤務先

●会社員・公務員に扶養されている配偶者 (第 3 号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
年収が 130 万円以上になった	第 1 号被保険者	市区町村
配偶者が退職して自営業など (第 1 号被保険者) になった	第 1 号被保険者	市区町村
会社員・公務員になった	第 2 号被保険者	勤務先

問合せ先

帯広年金事務所 (帯広市西 1 条南 1 丁目) ☎ 0155 (25) 8113
 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

住民登録は正しく行われていますか？

住民票 (住民基本台帳) には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類 (運転免許証、パスポートなど) の提示をお願いします。

住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届 (転入、転出、転居) の手続きをされる場合は、必ず同カードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 ※豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から 14 日以内	本人または世帯主	○転出証明書 (前住所地の市区町村で発行) または住民基本台帳カード ○届出人の印鑑 ○本人確認書類
転出届 ※ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ (転出後 14 日以内を含む)		○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○印鑑登録済証明書 (印鑑登録している方)
転居届 ※豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から 14 日以内		○住民基本台帳カード (お持ちの方) ○国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証 (加入者) ○身体障害者手帳、重度・ひとり親および乳幼児医療費受給者証 (該当者)
世帯変更届 ※世帯主が変わったとき	変更のあった日から 14 日以内		○届出人の印鑑 ○本人確認書類 ○国民健康保険証 (加入者)

配偶者からの暴力 (DV)、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出等によって、住民基本台帳の閲覧・交付等を制限できます

配偶者からの暴力 (DV)、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の方については、町に対して以下の支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。

【支援措置の概要】

1 目的

DV 被害者等の方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付および戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止します。

2 申出の受付

町長は、DV 被害者等の方から、3 に掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付けます。申出を受けた町長は、支援措置の必要性について、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴き、確認します。

3 支援措置

加害者が判明している場合、加害者からの請求または申出については、「不当な目的」があるもの等とし、閲覧させないまたは交付しないこととします。

その他の第三者からの申出については、加害者が第三者になりすまして行う申出に対し、閲覧させるまたは交付することを防ぐため、本人確認を厳格に行います。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの申出に対し閲覧させるまたは交付することを防ぐため、請求事由についてより厳格な審査を行います。

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213